

各自治会長 様

小清水町長 久保 弘志

## 小清水町住宅取得費助成事業のお知らせ

日頃より、本町の行政運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

小清水町では、町民の皆さんの住環境の向上と移住・定住人口の確保を図ることを目的として、住宅の新築、中古住宅の取得費を一部助成します。また、中学生以下のお子さんがいる場合や、温暖化対策の推進として、住宅の新築、中古住宅を取得した際に住宅用太陽光発電システムを設置した場合は助成金を加算します。

つきましては、下記のとおり貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 対象者
  - ・町内在住者
  - ・新たに移住される方
  - ※10年以上の居住を確約する方で、生活の本拠が申請する住宅である方
2. 助成内容
  - ①住宅取得費
    - ・新築住宅を購入する場合・・・基本額 100万円
    - 転入者加算 50万円
    - 町内業者施工加算 30万円
  
    - ・中古住宅を購入する場合・・・基本額 50万円
    - 転入者加算 30万円
  - ②子育て応援
    - ・中学生以下のお子さん1人につき・・・10万円
  - ③省エネ対策（ゼロカーボンシティ）※既存住宅への設置は対象外です
    - ・住宅用太陽光発電システム設置
      - ・・・発電システムの最大出力1kWあたり2万円（最大10万円）
    - ・定置用蓄電池設置・・・10万円
3. 助成要件 裏面をご確認ください。
4. 適用期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
5. その他 この申請にはあらかじめ計画書の提出が必要です。裏面の「事前申請に必要なもの」をご用意の上、下記まで相談ください。

	新築住宅を購入する場合	建売住宅・中古住宅を購入する場合
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住者</li> <li>・新たに移住される方</li> <li>※10年以上の居住を確約する方で、生活の本拠が申請する住宅である方</li> </ul>	
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本額 100万円</li> <li>《加算》</li> <li>・転入者 50万円</li> <li>・町内業者施工 30万円</li> <li>・子育て応援 10万円/1人</li> <li>・省エネ対策</li> <li>太陽光発電システム設置</li> <li>発電システムの最大出力1kWあたり</li> <li>2万円(最大10万円)</li> <li>定置用蓄電池設置 10万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本額 50万円</li> <li>《加算》</li> <li>・転入者 30万円</li> <li>・子育て応援 10万円/1人</li> <li>・省エネ対策</li> <li>太陽光発電システム設置</li> <li>発電システムの最大出力1kWあたり</li> <li>2万円(最大10万円)</li> <li>定置用蓄電池設置 10万円</li> </ul>
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和7年3月31日までに完成し、住宅の受け渡しを受けた者</li> <li>・居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること</li> <li>・居住部分の床面積が60㎡以上であること</li> <li>・移転補償等による新築ではないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月1日から令和7年3月31日までに売買契約を締結した者</li> <li>・居住専用又は併用住宅で、居住部分が過半であること</li> <li>・居住部分の床面積が60㎡以上であること</li> <li>・中古住宅を購入した場合の取得費が400万円以上であること</li> <li>・3親等以内の親族から購入していないこと</li> <li>・移転補償等による購入ではないこと</li> </ul>
事前申請に必要なもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事請負契約書の写し</li> <li>2. 工事着工日が確認できる書類</li> <li>3. 建物の敷地の地番及び建物の配置が確認できる図面</li> <li>4. 建物の平面図及び立面図</li> <li>5. (発電システムを設置する場合) 発電システムの最大出力値のわかるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 売買契約書の写し</li> <li>2. 建物の敷地の地番及び建物の配置が確認できる図面</li> <li>3. 建物の平面図及び立面図</li> <li>4. (発電システムを設置する場合) 発電システムの最大出力値のわかるもの</li> </ol>